

【研究ノート】

「児童相談所調査から見えてくる
警察との連携における課題（調査報告）」

岡 聰 志

元横浜市南部児童相談所長

清 水 孝 教

元横浜市北部児童相談所長

1 私たちは

私たち二人は横浜市に社会福祉職として入庁し、障害児者施設を振り出しに横浜市の福祉行政の中で現場を中心に歩み多様な職務経験を経てきたと自負している。最終的に2か所の児童相談所長を務め2016（平成28）年3月定年退職した。在職中から本調査研究に参加する機会を得て、経験を生かし児童相談所の現状を踏まえた助言を行い研究協力して来た。

2 児童相談所長への調査

(1) 調査の目的

増加の一途をたどる児童虐待の対応や非行事案について警察との連携の重要性は一層増している。しかし、児童相談所から見れば、警察の介入、特に刑事的介入に関して、それぞれの行為の意図、必要としているもの、生じえる事態等よくわからない現状がある。そこで、日頃児童相談所（長）が感じている忌憚のない意見聞き、児童相談所（長）が持っている警察との連携に関する課題や要望、疑問点を明らかにして両機関の相互理解の一助としたいと考えた。

(2) 調査時期、方法

- ・ 2017（平成29）年1月～2月
- ・ 児童相談所長宛送付。
- ・ 地域性や属性を考慮せず、全国児童相談所一覧から筆者2人が研修や所長会議等で面識のある所長のいる児童相談所を中心に抽出した30か所に調査票を郵送して文書で回答を得る方法で調査を実施した。回答は特に児童相談所として意見をまとめる事は求めず、個人的見解でも可とした。

質問は次の4項目について自由記載形式のアンケート調査とした。

- ・ 14児童相談所から回答がえられた。

(3) 質問内容

- ・ 警察との連携で感じている課題や要望、疑問点（特に警察の刑事的介入）について自由記述方式で回答を求めた。
- ・ アンケート調査の結果を踏まえ、警察側にも尋ねることを言付した。

3 主な回答内容と考察

(1) 質問1 児童虐待対応における警察との連携

「児童虐待対応における警察との連携に関して、警察について疑問に思っておられること、質問したいこと、できれば聞いて見たいことを自由にお書きください。なお、警察が事件化する（逮捕や検察官送致をする）場面も、そうでない場面も含まれます。」

【主な回答】

○虐待通告

- ・ 面前DV案件を通告する判断基準はどうなっているのか。
- ・ 面前DVの多くが、1回の面接で保護者に注意喚起し終結できるものであり、その対応に多くの時間と労力を使っている。現場の警察官による指導で反省の見られるケースは児相通告が必要なのだろうか。市町村や警察の指導で完結できないか。
- ・ 夫婦げんか等、どこまで虐待として調査をすべきか悩む。警察は夫婦げんかにも積極的に関わっているようであるが、家庭内のトラブル即児童虐待となってしまうことに恐れも感じる。
- ・ 警察から保護者に対して、児童相談所への通告について説明して欲しい。説明不足のためにその後の面会等を拒否される場合がある。（2所）
- ・ 同じ児童について繰り返し通告される場合があるが、追加の場合は電話連絡でもよいのではないか。
- ・ 通告の電話番号の間違いが多い。
- ・ 書類通告の場合、事前に児童の名前を教えて欲しい。

○情報共通

- ・ 保護者逮捕の場合に、警察がどこまで情報を出せ、どこからは出せないのかというルールとその理由。
- ・ 暴行・傷害等で逮捕・起訴に至らない場合、捜査の実情や逮捕・起訴基準を教えて欲しい。事情聴取等で子どもの負担も大きいのに、結果が伴わないとなると落胆が大きく、児童への説明やフォローを十分にする必要がある。
- ・ 共有するケースについて、警察からも捜査事項等の詳細な情報提供をしてもらいたい。
- ・ DVで加害者が逮捕され、早い段階で釈放となる場合、保釈が決まれば、少なくとも被害者には連絡が行くのか。被害者の避難や児童の保護が必要である。

○事件化

- ・ 事件化・逮捕・起訴するかしないかの判断基準、事件化にあたってのプロセス、事件化するまでにかかる期間。
- ・ スピードを知りたい。
- ・ 警察から捜査の状況について情報提供がほしい。また、どこまで情報を出せ、どこまで出せないかルールと理由を示してほしい。
- ・ 事情聴取を受けた被害児童などへの説明や心理フォローのため。
 - ① 虐待者の逮捕・保釈の場合の被害児童の一時保護や家族の保護・避難のため
- ・ 保護者が逮捕・勾留された際、保護者と連絡が取りたい場合があり警察からの協力がほしい。
 - ① 一時保護が必要な児童の健康状態やアレルギーの有無の確認のため
 - ② 勾留（接見禁止）中に、施設入所の意向確認のため
- ・ 普段確認しているので、特にない。（3所）
- ・ どのようなケースを事件化するのか。事件化する事案と事件化されない事案との違い、事件化するにあたっての必

須条件。(2所)

- ・事件化までのプロセス。
- ・同じような事件と思われるのに、虐待者が逮捕されるまでに長期間を要するものと、比較的すぐ逮捕されるものがあるが、その違い。
- ・事件化の可否判断が示されずその後の進展が遅延する、あるいは連携のないまま事件化のみが迅速に進展する等、戸惑いを感じることもある。
- ・起訴となりやすい事案と不起訴になる可能性がある事案との違い。

○事件報道

- ・記者発表されれば、子どもたちは所属(学校等)で注目され、その地域で生きづらくなる。児童虐待の場合、被害にあった児童や残された家族・きょうだいは、被害者として支援はされないのか。
- ・マスコミへのプレスリリースの際に、保護者の氏名・年齢・住所等、あわせて児童の年齢・性別等が公表されるため、結果、児童が特定されるケースが多く、児相の所属での支援、保護者との家族再統合を図る際に支障が出る場合がある。逮捕に伴うマスコミへのプレスリリースの際に、児童の住所や氏名が特定される可能性がないような形での対応を、引き続き警察に対して求めていきたい。
- ・虐待事案での保護者逮捕の際に警察本部が報道発表する前に、情報が漏れている場合があるのはなぜか。
- ・報道発表で保護者の氏名・年齢・住所や児童の年齢・性別等が公表されると、児童や学校が特定され生活上の困難や家族再統合に支障が生じる。児童が特定されないような形での対応が必要。
- ・報道発表する場合の事前連絡、マスコミに抜かれた場合の連絡がほしい。

○司法面接(事実確認面接)

- ・警察での事実確認面接の取組み状況を知りたい。検察に比べ警察の取組みは不十分なように見える。
- ・児童の面接に慣れない警察官がいて、児童への二次被害が生ずる例があった。
- ・面接後のデータ共有の困難性。

【考察】

質問1は「児童虐待の警察の対応や連携」について児童相談所から見て疑問に思うことや警察に対しての質問について自由記載とした。寄せられた質問や疑問は虐待通告、情報共有、事件化、事件報道、司法面接(事実確認面接)など5つのカテゴリーに大別できる。

児童相談所の業務は概ね「相談・通告受理」「一時保護」「援助支援」「法的対応」「施設入所」「施設退所後支援」「自立援助」などの流れで進行していく。「虐待通告」では児童の面前で行われるDV関連で警察から通告される心理的虐待に関する「面前DVについての通報基準の有無」「DV事案の通報の必要性」に関するもの、「児童相談所が介入することについての説明」「複数回の通報がある事案について通報の簡素化」「連絡先の齟齬」に関するものが寄せられた。業務の流れからすると、事案の初期での質問・疑問である。事案は警察も児童相談所も機関単独での対応の段階であり「相互の連携」が構築される前の接触(契機)段階でのものである。

「情報共有」は「警察が保護者を逮捕する際に児童相談所に提供できる情報の範囲と基準」「逮捕や起訴の基準」「捜査情報の提供」「DV事案での早期釈放に関する情報」に関するものであった。

児童相談所の業務でこうした質問が生じる状況は「援助支援」の過程にあたり、一般的には警察と児童相談所はある程度相互に情報提供がなされている状況と想定される。

質問の意図として、児童相談所は①被害児童への説明と心理的フォロー②一時保護の検討や家族へのフォロー③勾留中の保護者から当該児童の情報を得るなどし、今後の方針と支援をどのように展開していくのかを検討のための基本的情報を収集することを目的としていることがわかる。

「事件化」については「事件化するか否かの判断基準」「事件化までのプロセス」「同様の事案逮捕までの期間の違い」「起訴・不起訴事案の違い」に関するものであった。

児童相談所の業務でこうした質問が生じるのは「援助支援」の過程の中で、警察と児童相談所の関係は進展し、連携と情報共有はかなり進んでいる段階にあると思われる。児童相談所は支援方針が決定され、方針に基づき業務が遂行されているが、警察の組織と決定について児童相談所が疑問に感じていることを示している。

「事件報道」については「児童の住所・氏名・年齢・性別など児童や家族の個人情報公表された場合、生活上の困難や家族再統合に支障が生じる」「警察が報道発表する前に児童などの個人情報が洩れている」などで、事件化に関する質問・疑問というよりも、虐待事案における公表・報道の在り方について、報道機関対応する警察に対する意見を求めたものである。

「司法面接（事実確認面接）」については「警察の司法面接に対する取り組み」「司法面接に慣れない警察官の面接による児童への二次被害」などで、児童相談所の業務でこうした質問が生じる状況は「援助支援」「法的対応」の過程にあたり児童相談所としては児童の面接時の負担軽減を図ることを念頭に置いた、警察との連携を期待しての質問と意見となって寄せられている。

「面前DV虐待通告」に関する児童相談所の質問・疑問が出された背景について

通報・通告を受け児童相談所が事案に着手すると以下のようなことに遭遇することがある。

- ① 夫婦の一方が警察への通報者の場合、通報者は一過性の夫婦喧嘩として認識していることが多く児童相談所の調査を受け入れない。
- ② 警察からの児童相談所への通告に長い時間を要している場合があり、児童相談所の調査時に虐待があったかどうかの事実確認ができない（転居している事案も稀にある）
- ③ 通告対象が乳幼児のみであった場合、虐待事実確認は実際には困難。
- ④ 臨場した警察官から「後日、児童相談所が訪問する」等の説明がなされていない場合、保護者は児童相談所が虐待調査で介入することを拒否する場合がある。通報・通告を受け児童相談所が対応した結果、児童虐待とは認められない事案も多い。

児童の面前で行われたDVによる心理的虐待について児童相談所は、①現場の状況は児童に直接被害をもたらすものであったか、②たとえ児童の面前で行われた夫婦喧嘩であっても、警察官が臨場し終息し、その後の説諭や指導受け入れたか③児童の安全がその後も脅かされる要素はないかなどの状況について勘案し判断する。

結果として虐待事案としての処理ではなく、警察事案としてのみ処理はできないものかと思案し、期待している様子が回答から伺える。

現在の児童相談所は、日々、何件もの通報・通告を受けているが、1件1件確認する労力をどうやって簡素化できるか苦慮している。そのような児童相談所の状況が「警察における面前DVの通告基準の有無」についての質問として警察に向けられたのではないだろうか。

但し、虐待とは認定できない事案であっても、面前DVの事案は「養育に不安がある」家庭として把握すべきであり、こうした事案は児童相談所が本来業務として、何らかの「養育支援」を行うべき事案も含まれており、ある意味、警察が

らの通告は児童相談所の支援の開始の機会と捉えることも必要といえる。

また、通報を受け、いち早く現場に臨場した警察官の状況把握・確認は児童相談所にとっても重要な情報であり、臨場した際の状況を通告書に盛り込むことにより、よりスムーズなその後の対応が期待でき、さらに連携の強化につながるのではないか。

(2) 質問2 事件化による再発防止効果

「警察官の中には、『事件化すると、起訴にならなくとも、再発防止をする効果がある、児童相談所入りやすくやすくなる』という意見がありますが、どう思われますか。成り立つ成り立たないか、もし成り立つならどういう条件が必要かといったご意見があればお書きください。」

【主な回答】

○ケース・バイ・ケース

- ・質問のような意見を警察サイドからされることは、あまりない。
- ・ケース・バイ・ケースであり、一概には言えない。(3所)
- ・虐待の重症度がさほど高くなく、保護者が虐待事実を素直に認め、改善の意向を示すような場合については、警察告発を行わないケースが多い。逆に、虐待の重症度が高く、虐待事実を認めず児相に対し拒否的なケースについては、警察告発を行う場合が多い。
- ・事件の内容と被害者のパーソナリティによる。
- ・加害者側の要因(性格特性)によるところが大きいように思われる。
- ・虐待者(犯罪者)がいることで家族が困っている場合に成り立つであろうが、一般的な意見とは思えない。
- ・児童相談所は、家族再統合や親子関係の再構築を支援する機関でもあるため、個々の虐待事案ごとに「事件化すること」の意義を、今後の親子関係や子どもや子どもの生活や養育環境等に及ぼす影響、今後の支援機関との関係性等からも捉える必要がある。
- ・児童相談所は「事件化」以降も当該ケースに対してケースワークしていかなければならない。子どもの安心・安全を基盤として、虐待を用いない子育てを親とともに考えていく必要があり、一概に児童相談所が入りやすくなるとは言えない。

○事件化のメリット

- ・逮捕送検して欲しい事例は多い。被害者に知的障害がある場合等、なかなか事件化してないように感じる。
- ・事件性が高い場合には有効。
- ・重症な事案で保護者が逮捕・起訴されると、児童の安全確保と保護者への指導・再発予防の観点から望ましい面もある。
- ・警察関与の抑止力は大きい。児相の役割、警察との違いを説明していただけると、より入りやすくなる。
- ・警察の関与があると児相の関与も入りやすい面はある。SBSなどは積極的に関与してもらいたい。
- ・ケースによっては、“反省を促す”という意味合いで再虐待の抑止力になる場合もあると思われる。
- ・社会的な立場のある保護者であれば、抑止効果があるかもしれない。
- ・明らかに虐待事象が生じているが、児童相談所の調査ではその立証が困難な事案では、警察の捜査権限や捜査力による虐待事象の立証(虐待の認知)の効果が期待できる。ただし、「事件化」で期待できるのは、加害者の「虐待の認知」という再虐待防止の前段階での効果であり、再虐待防止に繋がるかは未知数である。

- ・重篤な虐待事象が繰り返し発生しているにも関わらず、虐待行為の存在を認めず、児童相談所の指導・援が及ばない事案（乳児への身体的虐待や、ネグレクトや性的虐待事案に多い印象）では、警察の公権力行使による強制力の効果が期待できる。ただし、「事件化」で期待できるのは、犯罪等の取締機関として社会的認知された「警察」という公権力の介入による加害行為への即応的な抑制効果と、加害者の「虐待の認知」という再虐待防止の前段階での効果であり、再虐待防止に繋がるかは未知数である。
- ・やっている行為が児童虐待であると感じていない保護者にとって、警察の関与は意識の変化をもたらし、児童相談所等によるのちの支援に対する受け入れが容易になる可能性がある。
- ・検察・警察との連携や司法面接の実践状況をふりかえると、事件化し起訴にならなくとも、検察官から被疑者（虐待者）に対して指導を行ったり、今後の家庭養育における誓約書を交わしたりしており、検察との連携の中で児相の指導も入りやすくなり、一定の効果を実感している。
- ・事件化による抑止効果を高めるには、警察と児童相談所の相互の連携だけでなく、要保護児童対策地域協議会（要対協）に参画する地域関係機関から理解を得ると共に、要対協での検討と各機関の連携が前提になる。
- ・事件化することで、「児童虐待＝犯罪」という社会的な認知が拡がり、社会全体での虐待の発生防止に繋がり、児童相談所の危機介入が行いやすくなるではあろう。

○事件化のデメリット

- ・事件化される場合は、家庭内のことに警察権力が入る、という一般の国民にとっては高いハードルになる。
- ・事件化となると、情緒的、経済的、世間的なとり繕いなどで、辛うじてバランスを保っているような家族の崩壊のおそれもあり、その中で生きる児童を誰がどのように支えていくか等の課題も出てくる懸念がある。
- ・事件化することで、今度は発見されないよう、更に密室で陰湿なものになるかもしれない。
- ・親子双方に修復し難い感情やしこりをもたらす危険性がある。
- ・被害申告した被害者（児童・配偶者）への逆恨みの可能性がある。
- ・逮捕や服役等による長期間の別離、それらの報道や地域社会における周知により子どもが馴染んだ地域での生活環境をも喪失させるリスクがある。
- ・事件化されても起訴にならなかった場合、保護者が養育は間違っていないと考えて、児相の支援に載らなくなる可能性がある。（3所）
- ・児相が警察と同じ役割と保護者に思われると、再統合などの支援に入りにくくなる。
- ・告知・警告のレベルで再虐待防止になれば、事件化はその後の指導を行う上での加害者との関係づくりにマイナスになることも危惧される。
- ・児童相談所と家族の間に良好な相談支援の関係が成立している場合、事件化によって（児童を含む）家族の児童相談所に対する心証が悪化し、その後の相談支援関係が破綻する懸念を感じることもある。
- ・家族再統合や親子関係の再構築について、支援機関との関係悪化により、支援の手が届かなくなる恐れもある。
- ・残された家族が警察へ敵意を持っていれば、児童相談所に対しても同様の感情を抱くであろう。
- ・「警察と児相の連携」がオープンになることで、本来の役割分担（児童支援のためのケースワーク）を全うすることにおいて支障がでてくる可能性がある。
- ・加害者の「虐待の認知」に至らなければ、改善は期待できず、不起訴となった場合、加害者が自身の行為や考え方を正当化する危険性ははらんでいる。
- ・服役に至っても、刑期満了以降の再発防止に繋がるかは未知数である。
- ・性虐待の場合、被害児童の複雑な思い、その後の生活への不安等、様々な課題があり、事件化が正義であり、児童

の将来を守るものであると言い難い面もある。

- ・特に、性的虐待は、虐待事象の立証等において被害児童に及ぼす影響があまりにも大きい。

○その他

- ・逮捕までいなくても釘を刺す意味で関与してほしい事案はある。
- ・連携を前面に出して、法令に基づかず資料提供を求めてくる警察官がいる。児童相談所としてケースワークはずっと続くので、個人情報保護条例や児童福祉法の趣旨を理解し、必ず刑事訴訟法に基づいた手続きをとるよう警察内部の研修を徹底してもらいたい。

【考察】

質問2は「事件化することで起訴にならなくとも児童虐待の再発防止の効果がある」とする警察の意見について、児童相談所の意見を求めたものである。児童相談所側は虐待の重症度、加害者の態度、家庭環境や養育環境の変化・影響、支援機関との関係性を勘案すると、ケース・バイ・ケースであるとし一概に再発防止の効果があるとは言えないとの意見であり、全面的に賛成する、また、全面的に反対する児童相談所はなかった。

警察の介入を好意的に捉える意見から、慎重な意見まで、ニュアンスは多様である。

児童相談所の児童虐待相談対応においては、警察との連携は欠かせない。特に臨検捜索など強制的な介入の際は必須であり「児童の安全確保」に関しては共同で対応していくという警察と児童相談所双方の意思は一致し連携もスムーズである。

重大な事案においては当然事件化を想定した対応を取るべきであり、児童相談所は警察が行う捜査に協力し事件化の方向で進めるべきである。

回答でも、「重大事案で加害者が自認しない場合で虐待の立証が困難な場合には警察が検挙し事件化することが虐待の再発防止になる」とメリットがあるとの回答（意見）も見られた。実際、児童相談所は児童虐待の通報・通告があった時点で、緊急受理会議を開き、当面の対応方法等を検討し、その時点では状況の確認や児童の保護を行う。児童相談所が単独で児童の一時保護ができない、保護者の暴力や妨害などが想定される場合など、警察への援助依頼も検討されることから、緊急受理会議のメンバーの可罰意識は高く事件化も意識されている。また、保護者の対応状況や児童の被害が顕著な状況である場合には同様に事件化の意識は継続されている。回答からもそのことは伺える。しかし、対応した結果「児童の安全確保」がなされ、児童が一時保護された以降は、それぞれの機関の考えや対応に変化がみられる。

警察の事件化に向けた動きは早く「状況の把握や証拠の確保」「被害児童への事情聴取」「児童相談所が持つ情報の提供と事件化に向けた協力」などが「事件捜査」の一環として強く要請される現実がある。こうした警察の対応はともすれば児童や児童の家庭等に対する福祉的配慮を欠く結果となっていると児童相談所は考えている面も強い。調査の回答でも、「家庭崩壊の恐れがある」「親子双方に感情のしこりが残る」などがデメリット面の回答として寄せられている。また、同時期には一時保護した児童（基本的には学齢児以上）に対応する職員の関りは大きく変わる。虐待発生時は「初動チーム」や「継続支援（地区）担当」の児童福祉司の対応が中心だったものが、一時保護中には行動観察や身の世話を担当する一時保護所の児童指導員・保育士、判定やカウンセリングを担当する医師や児童心理司の関りが多くなる。児童相談所の考え（援助方針）はこうした他職種の職員の意見についても援助方針会議で反映され、児童相談所の方針決定に大きく影響する。

当然、初動チームや担当の児童福祉司と意見が異なる場合もある。相違する意見も踏まえ、加害者の犯罪性（犯罪構成要件に該当する）、加害の再発性（指導に従わず再犯性が高い）、行為の悪質性、行為の否認（虐待を否定し児童相談所

の調査が困難な状況にある）、被害の重大性（被害の状況が重篤である）、被害の再発性（再被害を受ける可能性がある）、児童相談所の社会的責務、児童の福祉の尊重（総合的判断）と一時保護後の児童や保護者の状況等について個別に勘案しながら検討し総合的に判断する。そうした経過をたどる中で「事件化」という方針から、虐待が発生した家庭から一旦は子どもを親から引き離しても、虐待のない安全な状況で元の家庭に戻ることを念頭に置いた「家族再統合」へと支援の舵を切っていくことにも多い。事件化から家族再統合を視野に入れて家庭を支援し、健全な家庭へと回復させることを目的とした対応に変化していく。

調査の回答では「児童相談所が警察と同じ立場と誤解され、相談支援関係が維持できなくなる」との意見がみられ、「事件化一辺倒ではなく、状況に応じ家族再統合に方針も変わることもあること」を示唆している。

通報や通告は事件の端緒であり援助支援の始まりだが、時がたち状況の変化がある中で、警察は児童虐待を犯罪と捉え事件化から起訴へ、また、児童相談所は児童福祉の長期にわたる援助の開始と位置づけ、それぞれの機関はその役割を果たすべく業務に邁進する。この時点から連携関係に綻びが始まりとなっていることは否めない。

（3）質問3 非行相談における警察との連携

「非行相談における警察との連携に関して、警察に質問したいこと、聞きたいことなどを自由にお聞かせください。」

・特になし、空欄。（5所）

【主な回答】

意見や質問は少なかった。警察による指導と通告の判断基準について記述が集中した。

○警察・家裁などでの指導

- ・加害児童への指導は、どのようなことを行っているのか。
- ・親指導は、どの程度行うのか。
- ・児相が通告を受けた児童について、警察も一緒に継続した指導を行ってもらえるのか。特に広範囲に渡って援助交際や盗みなどを行う児童らについては、警察や少年センターにも指導していただきたい。
- ・児童相談所が非行少年の説諭指導を行う際に、管轄警察官も児相へ来て、一緒に指導するなどの連携はできないか。
- ・非行行為を行っている子どもまたは保護者が、児童相談所の指導に全く応じない場合や、相談の継続が難しい場合、警察で何らかの指導を行ってもらえることは可能か。
- ・虞犯の中卒年齢の児童が一時保護された場合、一時保護継続が困難になった時に協力していただける具体的な内容があれば、教えていただきたい。
- ・少年相談・保護センターの許容範囲がどの程度なのか、どこまで役割分担が可能なのか。
- ・虞犯レベルのケースで保護者が警察でのカウンセリングを希望した場合、児相通告せずに、警察で対応しているのか。

○警察の判断基準

- ・福祉の立場で対応しきれない案件と、法的な対応が必要・有効な案件との、処遇についての具体的な目安を知りたい。
- ・触法や虞犯通告事案において、児童相談所に通告する事案と通告されない事案との違い、児童通告するにあたっての必須条件。

- ・児童相談所へ「事件送致」とするのか「通告」とするのかについて、警察内部でどのように判断されているのか。比較的軽微とも思える非行事実で少年法第6条の6第1項第2号による送致を受けることがあり警察の意図がつかめないことがある。
- ・14才以上の虞犯ケースについて、警察から直接家庭裁判所へ送致されるケースと児童相談所へ通告されるケースの判断の基準はどのようになっているのか。
- ・事件としては被害児童であるが虞犯性も伴う児童（ガールズバー就労や援助交際など）について、警察からの通告理由は要保護でもぐ犯でも成り立つが、どちらを優先しているのか判断基準が判りづらい。児相での支援・指導のスタンスとしては、虐待>非行>家庭環境（引取拒否等）の優先順位で対応していくイメージである。ただし、虐待があっても児童の虞犯性が強いケースは、児相として家裁送致を検討する場合もありうるため、虞犯での通告を優先してもらいたい。
- ・児童相談所に対する処遇意見の判断基準・判断要素。（2所）
- ・年齢的に高い児童は福祉的な関わりでは難しいところがあるので、少年センターや家裁での対応に向けてもらいたい。
- ・以前あった件だが、お菓子一箱（ジャガリコ）で書類通告する必要があるのか。警察で、児童に対し、きちんと叱って終了して欲しい。

○その他

- ・事案発生から通告までかなり期間が経過していることがある。調査に時間がかかる理由としてどんなことがありうるのか。
- ・対象者の非行歴、補導歴、警察の指導状況等を把握した上で指導を行う必要があるため、そうした情報を円滑にやりとりできるような体制づくりが必要と思われる。
- ・保護観察中の児童について虞犯通告を受け、通告後の調査の中で、警察署から保護観察所等へ連絡が取られていないことが判明することがある。警察署と保護観察所との間で連携はどのように取られているのか。

【考察】

質問3は非行相談に関する警察との連携に関して児童相談所から意見を求めたもので「非行少年やその保護者に対する警察の指導」「児童通告や事件送致の際の警察における判断基準」「事案の発生以降の情報共有と連携」などについて質問があった。

警察の非行少年や保護者に対する指導について児童相談所と共同で行ってほしいとの意見要望が多数あった。意見の背景には ①命に係わる児童虐待事案が優先される ②児童福祉法の範疇での指導について拒否される事案がみられる ③警察と合同で指導にあたることにより、抑止力となりより効果が期待できるなど児童相談所側の理由がある。

現在の非行問題の背景に虐待問題があることが指摘されて久しい。非行の原因には子ども自身の身体的・心理的虐待体験やネグレクト（放置・放任）があることは間違いない。そこには、家庭の養育基盤が弱く、要保護性の高い事案が多く見られるが、意見の中には虐待があっても児童自身の虞犯性が強い場合は家庭裁判所への送致を考慮し、児童相談所への通告は虐待での通告ではなく虞犯での通告を優先してほしいというものもあった。いずれにせよ、こうした状態にある事案は、個々の児童の状況に応じて指導を行い、その自立を支援することになるが、児童本人のみならず保護者もその指導・支援の対象として関わりを持つことが必要である。しかし、児童相談所の介入的関わりを拒否することが多く、根本的な指導・支援に至らない事案も多くある。

また、意見には警察の機関である少年センター（相談・保護センター）について、その役割を問うもの、事件化や送致に至ることなく少年センターによるソフトな対応（福祉的指導）を期待するものもあった。

昨今の児童相談所は年々増加する児童虐待の対応が急務となっており、職員はその対応に多くの時間を割かれ対応に奔走している。また、児童相談所の非行事案の通告数は横ばいから減少傾向で推移していることから、非行事案に対する児童相談所の経験も少なくなっており対応能力が低下している現状がある。非行事案での警察との協働と連携が進むことを児童相談所は期待している。

（4）質問4 自由意見記載

「上記の他、1から3の欄に入りきらなかったことも含め、警察に聞きたいことや確認したいこと、また疑問に思っていることをお書きください。なお、検察については、ご質問によっては回答できることもあり得ますので参考としてお書きください。」

・特になし。空欄。（8所）

【主な回答】

○児童虐待の捜査

・家庭内で発生する児童虐待事件において、密室性が高いため、受傷の機序等を明確にすることが困難であること等により、明らかな外傷性の乳児死亡事案であっても、事件化できないケースが見受けられる。このような事案に対応するため、これまでも捜査方法等の共有を全国的に警察機関で行っていると考えますが、より具体的に、国外の状況を勘案し、医療機関に児童虐待にかかる通報時に保全すべき証拠等の教示、保護者への聞き取り方法、内容等を教示することが必要ではないか。

○被害確認面接

・検察官の中には、被害確認面接（司法面接）を受講した方も増えているようだが、警察官は不十分で、児童が不愉快な思いをしたという事例があった。キャリア形成に努めて頂きたい。

・当事者によっては、警察からしっかり調べられるのに、何故児相が改めて調べるのか。DVなどでは、「被害者が更に訴えて来たのか」と加害者に言われたこともある。

○面前DV

・面前DVの案件が増えて児相が対応するしくみができていえるが、突発的な案件については必要ないと思われる。

○非行

・犯罪少年について、万引き等の場合、店舗から被害届が提出されなかったから児相へ通告するというのは、安易ではないか。

・家出歴のある虞犯少年（16～17才）を再度補導し、行動調査した結果、風俗で稼働していると申述しているのに、家裁ではなく児相へ送致するのは妥当か。家裁へ送致して欲しい。

・14歳以上で家に寄りつかないなどの児童について、身柄付きで児童相談所に通告があっても、保護所からすぐに逃げ出す場合が多々ある。児童の意志を確認し、逃げ出す可能性の高い児童については、家庭裁判所への虞犯送致を優先させるべきではないか。

・保護に納得していない児童の身柄付通告、一時保護児童の職員や他児への暴力事案発生時の通報など、児童対応のあり方はどうなっているのか。

○保護者の逮捕・勾留

- ・保護者が逮捕・勾留されたため、その子どもが要保護児童として身柄付通告を受けることがあるが、児童相談所が一時保護を行う上では当該児童の健康状態（持病の有無やアレルギー情報等）について速やかに保護者に確認する必要がある。しかし警察に保護者への確認を依頼しても、対応してもらえないことがある。また、接見禁止の場合は、児童に関する情報確認や施設入所等の意向確認などで、協力をどの程度お願いできるか（代理人弁護士が付けば基本は代理人を通じて行っている）。
- ・管外の警察署からの身柄付通告。発生地が管外なら一旦発生地管轄児相へ、管内で保護者逮捕等する場合なら直接通告を受けるなど、ケース・バイ・ケースで対応している。
- ・検察庁（罰金に代わる拘束）、厚生省麻薬取締部などからも保護者逮捕・拘束に伴う身柄付通告（？）の相談がある。その都度手続き等の問合せをしてこられるが、内部規定などはないのか。

○子どもの行方不明届

- ・児童の行方不明者届をどこに出すべきなのか、警察によって見解が異なるように思われる（一時保護中、一時保護委託中、施設入所中、里親委託中、居所不明児童）。特に一保保護委託中は、センター所在地なのか委託先所在地なのかで判断が分かれた事例があった。

○警察官の派遣

- ・現職警察官と警察官OBが派遣されており、派遣を受ける前と比較して飛躍的に連携が取りやすくなったと感じている。

○その他

- ・少年センターの役割がよく見えない。
- ・当事者（両親や児童）に対して児相が関与することをどのように伝えているのか知りたい。
- ・警察がイメージしている連携・協力の姿と、我々福祉関係の職員（児相等）が抱く姿が一致しているか疑問。警察からレイプされた中学生のケアを保護者が望んでいるからと協力を依頼され、了解した。検察と三機関合同で被害確認面接を行いたいから協力してくれとも言われ、それも了解。実施するにあたり場所も貸してほしいと言われたため、それも了解し、他の相談来所者と出会わないよう最大限の配慮もした。しかし、犯人が逮捕されたことの連絡もなく、いきなりテレビのニュースで被害児童の年令も公表され、被害児童のケアを依頼されている当所としては、驚きと怒り。被害児童や家族にどこまで説明したのかもわからないまま面接を迎えることになり、警察に対する不信感が生じた。職員からは、「連携・協力って言ったって、結局は利用しただけ」との声もあり、チームとして動くという実感はなかった。刑事事件の際の、このへんのフォローがあると、児相側の意識も変わってくると思われる。

【考察】

質問4は質問1から3の項目も含め自由記載とした。

「児童虐待の捜査」「被害確認面接」「面前DV」「保護者の逮捕・勾留」「非行」「子どもの行方不明届」「警察官の派遣」などについて意見が寄せられた。内容は事件化のための手法等を関係機関に教示すべき、被害確認面接の手続きや手法について検察官、警察官が技術を取得することが必要、DV事案の通告の必要性、保護者が逮捕・勾留された際の児童相談所が児童の情報取得のための協力に関する意見や一時保護や施設入所中に児童が行方不明になった際の届出先、現職やOB警察官の児童相談所へ派遣することでの連携の推進、などであり組織の判断（基準）や連携に関するものが多く、質問1から3の項目でも課題となっている事柄だった。

情報共有と連携について

自由記載では警察がイメージしている連携・協力の姿と児童相談所（福祉関係機関）が求めている姿が一致しておらず、不信感が増し連携に不調をきたすという意見もあった。最後に「その他」記載した意見の事案は性的事案に関するもので経過も記載されており、児童相談所と警察の連携における課題が垣間見えるものである。

事案では以下のような経過を辿っている。

経過Ⅰ 警察から性的事案（レイプ）の被害児童の心理的ケアについて依頼があり児童相談所は了解した。

経過Ⅱ 検察、警察、児童相談所の三機関により被害確認面接の実施と面接場所の提供も了解した。

経過Ⅲ 被害確認面接は終了し資料（証拠）化もされた。

経過Ⅳ その後連絡がないまま加害者の逮捕に至り、被害児童の情報が公表された。

経過Ⅴ 児童相談所側の被害児童とのケア面接は開始されたが、警察から何の情報もなく児童相談所には不信感が残った。という内容である。

この事案については、当初、児童相談所側は積極的に連携を図ろうとする意識がみられる。恐らく、普段から児童相談所と警察との協力関係は良好であり、「事件化」に至らない日常的対応事案についてはかなり緊密に日々連携が図られていたと考えられる。

通常、児童相談所と警察の連携過程は双方の

①連絡と受理②情報提供と共有③資料提供と受諾④協働対応と協働処理⑤事案の解決処理と事後のフォローといった流れで構築していくと考えられる。

事案の連携について児童相談所側から見ると、①の時点（経過Ⅰ）では警察からの協力依頼があった際、その被害内容や状況から児童相談所側も加罰意識は高く、警察への協力にも積極的で児童相談所の方針も「事件化」する方向で検討されていたと推測できる。

①から③（経過ⅠからⅡ、一部Ⅲ）の時点で児童相談所は児童の安全確保（一時保護）と被害の程度、加害者や被害者側家族の関連情報等から今後の方針を決定していく。これらの情報は児童相談所の独自の調査（行政調査）により取得することになるが、警察が取得していない情報は、警察からの要望に基づき提供し共有することになる。この時点では連携意識もかなり高く事件化に向け児童相談所も警察と協働で事案にあたっている。この場合の警察の対応部署は「生活安全課」であり、「刑事課」ではないと思われる。

③から④（経過Ⅲ）の時点では刑事訴訟法を根拠として警察から要請があった場合には、児童相談所の固有の資料であるケース記録や心理診断書等について、参考資料や裁判の証拠資料として提供することもある。この時点でも児童相談所は事案についての「警察との協働意識」は高く親密性は高い。しかし、事案のように事件化を念頭に置き刑事課が対応の主体となった場合、児童相談所が想定する連携の流れは②から③に変化がみられる。事案が進行する中で②でいう情報提供と共有が難しくなり、児童相談所は加害者の起訴・不起訴等に関する情報が途絶した状態で児童の支援・援助に支障をきたす状況に陥り始めることになる。（例えば一時保護の継続や心理的なケアなどについて）

③から④（経過ⅢからⅣ）の時点では被害児童等の情報が公表される前後から、警察からの情報は殆ど児童相談所に入らなくなる。さらに、児童相談所側は情報が途絶した時点から方針決定困難な状態となる。警察の捜査情報は基本的には非開示で提供を求めることは非常に困難である。警察の捜査が行われ情報収集があったとしても、児童相談所が加害者についての状況を知ることは皆無であり、捜査上の情報を児童相談所が知ることができるのは裁判で調書の説明があつてからである。

⑤（経過ⅣからⅤ）の時点では警察との連携関係は「解消状態」に等しい状態となっている。起訴・裁判に至った時点

で警察の事案対応は終わり、急速に警察側の連携意識は薄れていく。しかし、児童相談所の児童や家族に対する支援は続く。警察に期待していることは、再度の被害にあわないよう地域で生活する被害児童や家族の支援を協働で行うことである。

この事案ではその後の児童と家族の状況は記載されていないが、最悪の場合、本人や家族の状況が公表されたことにより「地域での生活が成り立たなくなり転居を余儀なくされる」ことも想定される。遠方への転居はすなわち「支援援助活動の終結」を意味し当該児童相談所には「焦燥感」と「警察に協力したことに対する後悔と不信感」が根深く残ることになる。

警察と児童相談所の連携は「事件化」までは協働意識と親密度が高くなり、「起訴・裁判」に至ると徐々に低下する傾向があることがこの事案から伺える。

事案における警察の対応（捜査手法）は、警察において従来から行われてきたことであり「捜査は、それが刑事手続の一環であることにかんがみ、公訴の実行及び公判の審理を念頭に置いて、行われなければならない。」（規範7条）という基本的な考えが反映されている。

こうした捜査は他の行政上の対応とは異なり、「伝統的な司法警察型捜査において①自己目的性（真相を解明し、事件を解決することを目的とすること）②独立性（警察が専ら自らの判断のみにより捜査を行うことであり、他の行政機関と連携した捜査はしないこと）③強権性（強制力を用い又はそれを背景にして、相手を従わせること）④秘匿性（捜査活動が当然に秘匿されなければならないとみなされること）⑤不確定性（捜査が当初はわからない事件の全体像を解明する活動であることから、様々な不確定要素があること）⑥法的厳格性（厳格な手続きが法律で定められており、それに則って捜査活動が行われなければならないこと）⑦完璧性（後半の段階でいかなる弁解や主張があっても、合理的な疑いを超える立証がされ、有罪が動くことのないところまで、捜査の段階で証拠を収集することが求められていること）が特徴」としてとして挙げられる。※

（※田村正博「警察の刑事的介入の基本的な考え方と近時の変容」『社会安全・警察学 第4号 RISTEX研究プロジェクト特集』（2018年3月京都産業大学社会安全・警察学研究所刊）の論文24頁から25頁を引用）

警察から求める連携は警察の捜査機能が持つ上記の特徴から、児童相談所のような児童福祉機関との対等な連携を予定していない。また、法的権限がありながらもケースワークなどを対応の手法として活用している児童相談所にとっては、上記の捜査の特徴については一部理解しがたい側面もあるが、警察・児童相談所、相互にその職務上の優位性は認められないと考えるべきである。

児童虐待など「個人を保護することを基本とする捜査」にあつては、重大事案等に対する捜査権限の行使は別として「警察の捜査は公共の利益の実現を目的とするものであり、本人のためのものではない」とする司法警察型捜査の考えから「目的を一にする関係機関連携により事案を共同で対処する」という新たな捜査の考え方の導入が必要である。それを基盤とした関係機関相互の理解と共同対処が「児童の最善の利益」を守ることに繋がるのではないだろうか。

これまでの警察の刑事的介入に関する理念と実務や近時における警察の刑事的介入判断については、田村正博京都産業大学社会安全・警察学研究所長が「警察の刑事的介入の基本的な考え方と近時の変容」の論文中で詳細に述べている。「社会安全・警察学 第4号 RISTEX研究プロジェクト特集」（2018年3月京都産業大学社会安全・警察学研究所刊）の論文21頁から43頁を参照されたい。

4 まとめ

児童相談所の児童虐待相談対応においては、警察司法機関との連携は重要である。また、児童虐待の防止に関する法律の改正によって児童相談所の権限の強化、特に子どもの安全確保に関する強制的な介入を含む法的対応力の強化が進んでおり、様々な局面において警察との連携が欠かせない状況にある。しかし、児童福祉法に基づく相談機関である児童相談所と、刑事司法機関である警察とは、それぞれの対応根拠となる法とそれにもとづく判断・運用、組織の機能・対応において、権限や手法の違い等が顕著であり相互に異なる部分があるにもかかわらず、必ずしも互いのことをよく理解していない現状がある。

今回の児童相談所長に対する調査では「警察が捜査目的で動き出した時の連携の取り方」や「意思疎通の難しさ」「当事者情報の遮断」などに課題があることが調査の質問内容から伺われた。警察と児童福祉の立場、目的の違いについて、その根拠にもとづく組織の機能や運用と判断・対応において、基本的な違いがあることを相互に認識する必要があるということを変更して調査回答の中で示している。こうした課題は次のような状況から生じていると考えられる。

児童相談所長に対する質問から見える警察と児童相談所の連携に関する課題

(1) 基本とする法律と組織の目的の違いについて

児童相談所は児童福祉法、児童虐待の防止に関する法律等を根拠に、業務を遂行する地方自治体の行政機関である。対応や手続きは法律と児童相談所運営指針や子ども虐待対応の手引き等に則って行われる。

児童相談所の権限は、親権の制限を伴う一時保護や、立ち入り調査や臨検捜索などの強制的部分にまで及ぶが、対応する際の基本は「子どもの安全確認と確保」「状況把握と援助」が優先されることである。児童相談所が対応する虐待事案の相談や支援過程の中で、たとえ保護者による養育上の不適切な行為があったとしても、親子関係の調整を念頭に置いた対応が中心となり、「虐待行為をした保護者」も支援の対象者として見ている。

最近の児童虐待対応においては、「児童相談所が持つ強制的権限を行使し保護者対応にあたるべき」との声もあるが、児童相談所は「支援と援助」「家族再統合」を基本としている。児童の自立や養育支援の観点から児童や保護者との関りは長期間に及ぶことになる。

一方、警察は刑法、刑事訴訟法を根拠に警察官職務執行法、少年警察活動規則等に則った対応責任と権限を有している司法機関であり、警察から見れば虐待行為に至った保護者は「事件の加害者」であり処罰の対象者となる。基本的には「早期の証拠保全」「被害者である児童からの証言の聴取」「加害者である保護者の早期の事情聴取」「事件化に向けた捜査」等が対応中心と思われ「事件化」により起訴から裁判へと経過をたどり、保護者や児童との基本的な関りは終わることになる。

「支援と援助」「家族再統合」を対応の中心として据える児童相談所と「事件化に向けた捜査」「送検」を基本として考える警察とでは同一事案の対象者であっても、「依って立つ基本的な立場や対応」に違いがあることになる。警察と児童相談所の立場、目的の違いについて双方の機関が改めて認識し理解し合うことが必要といえる。

最近では児童相談所に現職警察官が派遣・出向されたり、警察官OBを配置している児童相談所も多く、それぞれ機関の状況を知る機会も増えてきた。そうした機会が増えることをさらに期待している。

今回の調査では児童相談所と警察の対応姿勢の違いを背景にした傾向の質問として「判断基準」「事件化のメリット・デメリット」などとして記載されており、各項全般に意見や質問として見られた。

「事件化」についての項目では「虐待を否定している加害者が虐待を認知すること」「事件化して起訴にならなくとも警察の関りがあることで保護者への指導が入りやすくなる」といったことが警察が組織として関わることのメリットとして挙げられている。

また、デメリットとしては「児童に対し事情聴取が行われたが不起訴になったとき加害者が自らの行為を正当化し虐待を認めない」「事件化することにより児童相談所と家族の間に築かれていた良好な関係が破綻し相談支援に支障を及ぼすことがある」というような意見が多く見られた。

(2) 組織の権限と判断・手法の違いについて

児童相談所が法律上認められている権限は強く、児童福祉法、虐待防止法等で定められ、その権限を知事や市長から児童相談所長が委任される。児童福祉法第27条による施設入所措置、同法第29条による立ち入り調査、同法第33条の一時保護などは児童虐待等で緊急を要する場合には、保護者の同意なく児童相談所長の判断で行うことができるとされている。また、虐待防止法第9条の3による「臨検・捜索」についても同様である。

権限を行使する際の判断や手法においての基本形は示されているが統一基準はないが、地方自治体の一行政機関でありながら独立した行政機関の権能をもち、児童相談所としての独自性と専門性が保たれており、個々の事案についての判断や手法はそれぞれの児童相談所の責任に委ねられている。

一方、警察組織は刑法、刑事訴訟法を根拠に警察官職務執行法等の関係法令を根拠に、社会の秩序や利益と国民の安全を守る役割をもっており、時には権限に基づいた判断と対応は個人の権利を制限してしまうことにも繋がっている。こうした対応や判断は警察庁を頂点とし日本全国一律であり、また、警察の組織は各警察署、各部門において意思決定や指揮命令系統が明確であり、決定された事項の統一かつ組織的運用が徹底されている。

警察が行う強制力の行使や身柄の拘束（逮捕等）については、その行為も警察の職務の範囲として市民に認知・理解され反応も寛容である。

児童相談所は時として家庭への介入や児童の一時保護などの権限を行使することになるが、警察ほど児童相談所が強制力を行使することについて市民には理解されていないため、保護者の反発を招き職務の遂行を困難にさせる面がある。たとえ法に裏打ちされた強制力であっても市民にとっては児童相談所の業務に協力することはあくまでも任意で、保護者の了解の範囲内でのこととして受け止められている。保護者の意に反しての家庭への介入や児童の職権保護は相当の反発を招くことになる。

時に保護者との相談支援活動の中で勃発する反社会的行為（暴力や威嚇等）や対立関係に対応する専門的スキルを児童相談所は持ち合わせていない。児童虐待については相談支援を基本的な対応としながらも、一方、対立的な局面も想定し保護者との関係を構築していくことになる。

児童相談所は同一の事案について福祉的対応と司法的対応の矛盾した両局面を見つつ、事案に対応していくことを余儀なくされている現状がある。それは日々繰り返され絶えずジレンマを抱えており、こうした状況下で児童相談所が警察に期待することとしては、児童相談所が職務遂行する上での抑止力となりうる関わりと連携である。「福祉的公定力」と並行し「司法的強制力」を行使することができる警察組織との連携を期待する児童相談所の姿が見えてくる。

また、情報提供と共有についても、組織における取り扱いの違いがみられる。特に事件化に向け刑事課の捜査が始まった場合には、児童相談所側は捜査に協力するとして警察からの資料提供の要請に応諾するが、警察の捜査情報は児童相談所側には提供されることは殆どなく、また、その後の情報収集活動（調査）にも支障をきたすことがある。

さらに、児童が一時保護された後の支援や施設退所後の家族再統合、再発防止に向けた支援を考えると、こうした情報の遮断は児童相談所の職務の停滞を招き、児童や家族に対する適切な支援を阻害する要因となり、ひいては「子どもの最善の利益」が担保されない状況を生み出していることは否めない。

アンケート調査に於いても、刑事課が担当し事件化に向け走り出した際の、連携の難しさが記載されていた。今後、警察と児童相談所との間で事案に情報の共有化を進めるには、相互に歩み寄り刑事捜査と福祉対応について検討をすすめ、

できる限り合理性のあるルール化を定めることが必要となるだろう。

（3）連携強化のための提案

警察と児童相談所の連携を強化するには、警察と児童福祉の立場、目的の違いやその根拠にもとづく組織の機能や運用と判断・対応において、基本的な違いがあることを相互に認識する必要があることをアンケート調査から読み取れる。こうした状況を改善し相互の機関連携を強化するためには、共通のツールが必要となるが次のような提案をしたい。

① 面前DV事案通告前の「状況確認チェックシート」の作成と活用

協働で「状況確認チェックシート」を作成し、警察が現場に臨場した際にチェックシートを活用、警察官が状況を確認チェック後、通告前に児童相談所に送付する。児童相談所はアセスメントを行い早期に対応するための資料とする。

② 児童相談所職員向けQ&A集の作成

今回の調査では事案に対する警察の組織や手続き、対応、手法などについて、児童相談所が良く理解していない現状もあることが調査から判った。

児童相談所職員向けに警察に対する疑問や聞いてみたいこと（伺いたいこと）についてQ&A集、用語集を作成し警察に対する理解を深め、警察、児童相談所相互の職務を円滑に遂行するための資料とする。

③ 警察官・児童相談所職員に対する相互研修

警察と児童相談所が基本とする法や組織、手続き、手法について、警察学校の授業や児童相談所児童福祉司研修等に相互に講師を派遣し、警察、児童相談所の職務について理解を深める機会とする。

（4）おわりに

児童虐待の発生件数は年々増加し警察も児童相談所もその対応に苦慮している。日々、マスコミにも取り上げられ社会問題として市民の関心も高く、児童相談所や警察の対応も注目されている。

今回は児童虐待や非行などについて、児童相談所が持つ警察に対する疑問についてアンケート形式で調査を行った。児童相談所は都道府県と政令指定都市に設置が義務づけられている（中核市も設置可能）福祉部門の行政機関である。法的には諸々の強制権限も付与された独立行政機関的機能を持つ側面もあり、高度な専門性も求められている。しかし現実には各自治体の人事政策の都合や人材育成の問題、配置希望者の少なさ、昨今の虐待対応に追われ疲弊する職員等の課題山積の機関でもある。今回こうした形で警察に対する明確な疑問や指摘がまとめられ公表された意義は大きいものと考えられる。警察の側から見れば素朴で事実誤認の事柄も寄せられていたであろうことは否定しないが、「知らない」ことを理解することも相互理解の一助になるのではないかと思う。

調査の結果からは警察と児童相談所の連携あり方について、様々な課題があることが判った。そうした課題を解決していくことは急務だが寄って立つ法律や組織の特性などから困難な状況にある。しかし、事案の対応に対してはパートナーとして存在する。今回の調査が一つの素材として活用され、「相互の連携強化」のに繋がることを期待したい。

また、多忙な中、科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）研究費助成による研究開発プロジェクト「親密圏事案への警察介入過程の見える化による多機関連携の推進」の関連調査に協力を頂いた全国の児童相談所の方々、調査や執筆の機会を与えてくださった京都産業大学社会安全・警察学研究所の先生方、大学事務の方々に感謝し筆

をおくこととしたい。

なお、今回の調査に際しては横浜市中央児童相談所虐待対応・地域連携課担当係長（当時）竹内敬一郎氏の協力を得て実施した。

参考文献

書籍

- ・古野まほろ『警察手帳』新潮新書 2017年
- ・横浜市「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」平成27年度改訂版
- ・厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」平成25年8月改訂版
- ・「捜査研究」（「児童虐待事案における児童相談所の役割と他機関との連携について」）
東京法令出版 上中下 2016年12月・2017年1月・2月
- ・中央法規出版部「改正児童福祉法 児童虐待防止法のポイント」中央法規出版 2016年
- ・京都産業大学社会安全・警察学研究所「社会安全・警察学第4号」（RISTEX研究プロジェクト特集）2018年

省令

- ・厚生労働省「児童相談所運営指針」
児発第133号 平成2年3月5日、子発0112第1号 平成30年1月

報告書

- ・「児童虐待による死亡事例検証報告書」（平成24年7月発生 6歳女児死亡事例）
平成26年12月 横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検討委員会
- ・「児童虐待防止対策の在り方に関する専門委員会報告書」
平成27年8月 社会保障審議会児童部会